

令和8年度 川浚え残土処理実施要領

善通寺市土地改良区

1 地区水利組合及び単位水利（掛・小股）の業務

- (1) 地区水利組合の単位水利（掛・小股）の代表者は、川浚えによる残土処理をするため、「残土集積場使用申請書兼許可書」を川浚え残土処理日の1週間前までに市土地改良区へ提出する。（受付印を押印したものを許可書として作業中携帯する。）
- (2) 地区水利組合の単位水利（掛・小股）は、川浚え残土を単位水利（掛・小股）の運搬車又は業者から借上げた運搬車で指定された集積場へ残土を搬入する。
- (3) 残土集積場は、
 - ① 1号地（原田町龍川橋東(有)アート建設工業資材置場）
 - ② 2号地（与北町・買田池太陽光発電所北側付近）
 - ③ 3号地（原田町道池南側）
 - ④ 4号地（吉原町十五丁採石場進入路隣接地）とする。
 - ⑤ 5号地 雑草置場（買田池太陽光発電所南側付近）
- (4) 搬入方法は、「残土集積場使用申請書兼許可書」を集積場管理人（シルバー人材センター）に提示し、集積場管理人の指示に従う。
- (5) 残土集積場には、缶・ビン・ビニール・雑草等を除いた残土を搬入する。
- (6) 缶・ビン・ビニールは、単位水利（掛・小股）で処分する。
- (7) 雑草は、5号地（与北町・買田池太陽光発電所南側）へ搬入する。

②と⑤は昨年までと
場所が逆です。

2 市土地改良区の業務

- (1) 川浚え残土集積場を確保し、地区水利組合へ周知する。
- (2) 川浚え残土集積場使用申請書の提出によりその内容を確認して許可する。
- (3) 川浚え残土集積場から最終処分場への残土搬出は、業者に委託する。

3 残土集積場の使用期間

- (1) 4月19日（日）から5月24日（日）までの期間中の土曜、日曜、祝日の15日間とする。
- (2) 搬入時間は、原則として午前8時から午前12時までとする。
作業の都合上、やむを得ず午後からの搬入となる場合は、川浚え残土処理実施要領を遵守し代表者の責任において搬入する。

4 費用の負担区分

- (1) 単位水利（掛・小股）：集積場への搬入に要する費用。
- (2) 市土地改良区：残土集積場の借上げ料、管理費及び残土集積場からの残土搬出に要する費用。

5 その他

- (1) 4号地は管理人が不在のため、地区水利組合の責任において不法投棄の防止に努める。
- (2) 搬入予定日以外の搬入はできません。

【お問い合わせ先】

平日：市土地改良区 63-6345（午前8時30分から午後5時まで）
土日祝日：善通寺市役所 62-2121